

# 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 第13回

PPP/PFIに関する下水道分野での政府の最新動向

平成29年11月28日

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

# 平成29年度秋のレビュー 地方のインフラ整備(下水道)

## <行政事業レビュー概要>

各府省が最終公表した行政事業レビューシートを基に、内閣官房行政改革推進本部事務局で点検の内容、結果の妥当性を精査したのち、更なる見直しの余地がある事業を対象として、行政改革推進会議の下「秋のレビュー」と呼ばれる公開検証を実施。

## <歳出改革WG>

11月16日(木)13時～14時@中央合同庁舎4号館(霞が関)

## <評価者からの指摘事項>

- 下水道事業について、本来、受益者負担の原則に則って運営されるべきところ、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものとなっていない。
- 汚水処理人口普及率が90%を突破し、今後は老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が懸念される。こうした中、持続可能な事業経営を行っていくためには、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化やコスト縮減を徹底し、国費による支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化していくべきである。
- また、下水道事業の主体となる公営企業においては、資産状況を適切に把握し、将来の見通しをつけるため、人口3万人未満の自治体を含め公営企業会計の導入を促進すべきである。
- さらに、国土交通省は、地方自治体等と協働して広域化(ICT活用含む)やコンセッションをはじめとするPPP/PFIの導入など、コスト縮減の徹底を図るとともに、PPP/PFIの導入等のため、使用料でどのような経費を負担しているかわかるよう、コストの「見える化」を進め、適正な使用料水準や見通しを住民や事業者と共有していくべきである。

## <当日の資料等について>

対象事業レビューシート、配付資料、議事録等は以下の行政事業レビューのHPにて順次掲載。

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/H27\\_review/H29\\_fall\\_open\\_review/H29\\_fall\\_open\\_review\\_top.html](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/H27_review/H29_fall_open_review/H29_fall_open_review_top.html)

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、平成34年度までの広域化を推進するための目標として、関係3省（農水省、国交省、環境省）では下記の2つを設定する予定。

- 目標① 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数※
- 目標② 全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定

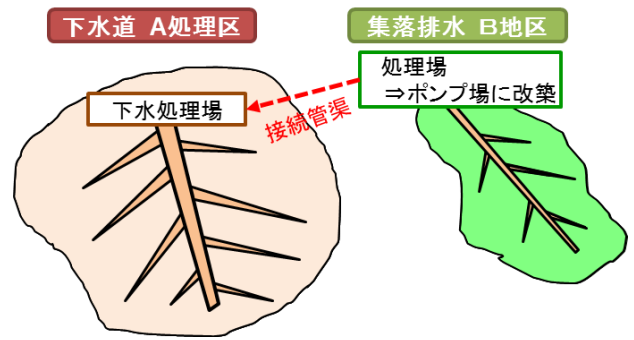
※ 下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

## 目標① 汚水処理施設の統廃合

- 現在、「経済・財政再生計画」改革工程表(2016改定版)に基づき、『広域化に取り組むこととした地区数(=実績値)』をKPIとして設定している。

「経済・財政再生計画」改革工程表(2016改定版)におけるKPI	実績値 (平成27年度末時点)
広域化に取り組むこととした地区数 (下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。)	626箇所

- 今回新たに、『平成34年度までに、汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数(=減少する処理場数)』を目標として設定する予定。



## 目標② 広域化・共同化に関する計画策定

- 今回新たに、『平成34年度までに、全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定』を目標として設定する予定。
- 既存の都道府県構想※見直しの枠組みを活用するなどし、都道府県が市町村と連携し、特に行政界を跨ぐハードとソフトの広域化について検討。

※ 汚水処理システムの効率的な整備・管理に向け、下水道、集落排水、浄化槽の役割分担や相互連携について、構想として取りまとめたもの。

### ハード 施設・処理区の統合

### 下水汚泥の共同処理

### ソフト 維持管理業務の共同化

### ICT活用による集中管理